（総務課の所掌事務）

第四十一条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　輸出・国際局の所掌事務に関する総合調整に関すること（輸出企画課の所掌に属するものを除く。）。

二　農林水産省の所掌に係る国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（輸出企画課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三　農林水産省の所掌事務についての海外との連絡調整に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、輸出・国際局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（輸出企画課の所掌事務）

第四十二条　輸出企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（輸出支援課、国際地域課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　農林水産物・食品輸出本部の庶務に関すること。

三　農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出のための海外における販売の促進に関すること。

四　食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。

五　食文化の振興に関する事務のうち海外における我が国の食文化の普及に関するものであって、農林水産省の所掌に係るものに関すること。

六　法第三条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策（農林水産物及び食品についての輸出の促進に係るものに限る。）について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（輸出支援課の所掌事務）

第四十三条　輸出支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策のうち当該物資の輸出のための産地の形成その他の事業者の取組への支援に関するものの企画及び立案に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

二　輸出先国（農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第十条第二項第二号に規定する輸出先国をいう。次条第四号において同じ。）の政府機関が定める輸入条件（同項第二号に規定する輸入条件をいう。次条第四号において同じ。）に適合した農林水産省の所掌事務に係る物資の輸出の円滑化に関すること（国際地域課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

第四十五条及び第四十六条を削る。

第四十四条第四号中「生産局」を「農産局」に改め、同条を第四十六条とし、第四十三条の次に次の二条を加える。

（国際地域課の所掌事務）

第四十四条　国際地域課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　二国間の経済上の連携に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

二　農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する事務の総括に関すること（次条第一号に掲げるものを除く。）。

四　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出先国の政府機関が定める輸入条件に関する当該輸出先国の政府機関との協議に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。

五　農林水産省の所掌に係る国際関係事務を行うために必要な調査に関すること。

（国際経済課の所掌事務）

第四十五条　国際経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、農林水産省の所掌事務に係る物資についての関税及び国際協定に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものの総括に関すること（国際地域課の所掌に属するものを除く。）。

三　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出入に関する連絡調整に関すること。

第四十七条を次のように改める。

（参事官の職務）

第四十七条　参事官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務のうち重要事項に係るものを分掌し、又は輸出・国際局の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に関する事務に参画する。

第一章第二節第三款第四目の目名を次のように改める。

第四目　農産局

第四十八条を次のように改める。

（農産局に置く課）

第四十八条　農産局に、農産政策部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課

穀物課

園芸作物課

地域作物課

2　農産政策部に、次の四課を置く。

企画課

貿易業務課

技術普及課

農業環境対策課

第四十九条第一号中「生産局」を「農産局」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定の経理に関すること。

第四十九条第三号中「前二号」を「前三号」に、「生産局」を「農産局」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　食料安定供給特別会計の食糧管理勘定及び業務勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに同特別会計の食糧管理勘定に属する物品の管理に関すること。

第五十条を削り、第五十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同条を第五十条とする。

第五十二条を削り、第五十三条を第五十一条とし、第五十四条を第五十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（企画課の所掌事務）

第五十三条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　農業生産に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

二　農作物の作付体系の合理化に関すること（農業環境対策課の所掌に属するものを除く。）。

三　主要食糧等に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

四　米穀の需給計画の作成に関すること。

五　米穀の生産の調整に関すること。